

## 木造住宅の耐震改修の更なる促進について (横浜市耐震改修促進計画の一部改定)

### 1. 趣旨

- (1) 平成 28 年熊本地震での被害状況を踏まえ、国においては、10 月に「社会資本整備総合交付金交付要綱」を改正し、平成 29 年度に限り、住宅の耐震改修補助額を拡充することが規定されました。
- (2) 本市では、木造住宅の耐震化について更なる加速を図るため、国の拡充策を活用し、平成 29 年度に限り耐震改修補助額の拡充を行います。
- (3) 拡充にあたっては、国の制度活用要件である、①「緊急耐震重点区域」の設定、②区域内の住宅に対する戸別訪問等の実施、③住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの策定（耐震改修促進計画の改定）を行います。

### 2. 補助拡充内容

- (1) 平成 29 年度に限り、耐震改修補助限度額を 30 万円加算します。

| 区分    | 補助限度額【現状】 | 補助限度額【拡充後】 | 国と市の負担割合    |
|-------|-----------|------------|-------------|
| 課税世帯  | 75 万円     | 105 万円     | 国 1/2 市 1/2 |
| 非課税世帯 | 115 万円    | 145 万円     |             |

- (2) 補助拡充の対象は、平成 29 年 4 月以降に申請を行い、平成 30 年 3 月末までに補助金交付決定を受け着手したものとします。

### 3. 制度拡充に伴う対応

- (1) 「緊急耐震重点区域（耐震化を緊急的に促進する区域）」の指定  
 市域全域を指定します。(耐震性が低い旧耐震基準の木造住宅の推計：約 10 万戸)

- (2) 広報計画

| 内 容         |  | 予定時期               |
|-------------|--|--------------------|
| ① 広報紙等への掲載  | 29 年度に限り制度の拡充を行うことについて、広報よこはま等を活用し、市域全域に対して周知を図ります。                        | 平成 29 年<br>1 月、4 月 |
| ② 戸別訪問<br>※ | (ア) 協定<br>本市の木造住宅耐震改修に係る「設計・施工事業者登録制度」に登録している事業者と協定を締結し、協力を得ながら、制度周知を図ります。 | 平成 29 年<br>2 月～5 月 |
|             | (イ) 委託<br>協定事業者が訪問を行う地域外の旧耐震の木造住宅（約 6 万戸）に対して訪問員を派遣し、制度周知を図ります。            |                    |

※制度拡充等について周知を行うためのチラシを作成し、訪問時に配布します。

【訪問時に情報提供を行う内容】

- 1) 29年度に限り、耐震改修工事の補助金限度額を30万円拡充すること。
- 2) 無料で耐震診断を実施していること。
- 3) 防災ベッドや耐震シェルターの設置費を一部補助していること。

※戸別訪問時に配布するチラシ案（現在調整中であり、イメージとなります）



(表面)



(裏面)

4. スケジュール等

| 時期            | 内容  |
|---------------|---|
| 平成 29 年 1 月   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報よこはま等を活用し、制度拡充について掲載</li> <li>・ 戸別訪問協定締結・委託契約</li> <li>・ 横浜市耐震改修促進計画の一部改定</li> </ul> |
| 平成 29 年 2 月から | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 戸別訪問開始</li> </ul>  |
| 平成 29 年 4 月から | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 木造住宅耐震改修補助額の拡充開始</li> <li>・ 広報よこはま等を活用し、制度拡充について掲載</li> </ul>                          |
| 平成 30 年度上半期   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訪問戸数、耐震診断実績、耐震改修実績については市のホームページで公表します。</li> </ul>                                      |